

令和5年住宅・土地統計調査について

茨城県政策企画部統計課 人口労働グループ

1 調査の目的

この調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

今回の令和5年住宅・土地統計調査では、空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握するとともに、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方をより的確に把握することを主なねらいとしています。

なお、住宅・土地統計調査は昭和23年以来5年ごとに実施しており、令和5年住宅・土地統計調査はその16回目に当たります。

2 調査の期日

調査は、令和5年10月1日午前零時現在によって実施します。

3 調査の地域

令和2年国勢調査調査区の中から総務大臣が指定した調査区において、令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約20万調査単位区について調査を実施します。茨城県においては、5,225調査単位区が設定されています。

4 調査の対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、全国約340万住戸・世帯、本県約9万住戸・世帯）が対象です。

5 調査事項

世帯と現住居・敷地について把握する「調査票甲」と、調査票甲の調査事項に加えて現住居以外の住宅や土地に関する所在地や取得方法などを把握する「調査票乙」の2種類の調査票と、調査員が建物の外観等から調査し記入する「建物調査票」を用いて次の事項を調査します。

(1) 住宅等に関する事項

居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方など

■統計の窓

(2) 世帯に関する事項

世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項、現住居以外の住宅及び土地に関する事項など

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、国（総務省統計局）－県－市町村－指導員－調査員－調査世帯の流れにより実施します。

(2) 調査の方法

調査は、調査員が世帯を訪問し、調査票を配布する方法により行います。調査への回答はインターネットによる回答の他、調査票を郵送又は調査員に提出する方法により行います。

また、調査員が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして、『建物調査票』に記入することにより行います。

7 結果の公表

結果は総務省統計局でとりまとめ、インターネット、刊行物及び閲覧に供する方法で公表する予定です。

茨城県では、総務省統計局の公表後、本県における結果を取りまとめ、統計課ホームページで公表する予定としています。

8 結果の利用

国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。